

岐阜市新卒人材採用ブランディング補助金交付要綱

令和5年10月15日決裁

令和6年4月1日決裁

令和8年1月19日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が採用ブランディング計画に基づいて行う県外から新卒人材を採用するための活動（以下「新卒人材採用ブランディング活動」という。）を支援するため、予算の範囲内で行う岐阜市新卒人材採用ブランディング補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 市内に本社を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者（個人事業者を除く。）をいう。
- (2) 採用ブランディング計画 自社の認知度、魅力等を高め、自社にとって理想的な新卒人材を採用するための計画で、次のアからカまでの事項を含むものをいう。
 - ア 企業の理念
 - イ 自社の強み
 - ウ 採用の基準
 - エ 採用したい人物像
 - オ 採用の基本的な考え方
 - カ 採用の手段
- (3) 新卒人材 次条に規定する補助対象事業を実施する年度（以下「事業年度」という。）又は事業年度の翌年度に大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）及び専門学校（同法第124条に規定する専修学校の同法第125条第1項に規定する専門課程をいう。）を卒業する見込みの者をいう。
- (4) ジンチャレ！求人ぎふ 岐阜県が運営する求人情報を掲載したウェブサイトをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新卒人材採用ブランディング活動を行う事業とする。ただし、補助対象事業が、本市、他の地方公共団体等の補助その他の給付金の対象となっている場合その他市長が補助対象事業として不相当と認める場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす中小企業者とする。

- (1) 採用ブランディング計画を策定していること。
- (2) 常時雇用する従業員として新卒人材を1人以上採用する計画があること。

(3) ジンチャレ！求人ぎふの「移住支援金対象」として求人情報を掲載していること。

(4) 次のアからサまでのいずれにも該当しないこと。

ア 発行済株式の総数の2分の1以上の数又は出資の総額の2分の1以上の額を同一の大企業（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者の範囲を超えるものをいう。以下同じ。）が保有しているもの

イ 発行済株式の総数の3分の2以上の数又は出資の総額の3分の2以上の額を大企業が保有しているもの

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者の数が役員の総数の2分の1以上の数を占めているもの

エ 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業を行うもの

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を行うもの

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

ク 役員、従業員その他の関係者が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるもの

ケ 役員、従業員その他の関係者が岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

コ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に掲げる子会社をいう。）、親会社（会社法第2条第4号に掲げる親会社をいう。）及び資本関係、人的関係、取引関係等の実態を勘案して、これらと同視することができる法人が過去に補助金の交付を受けているもの

サ アからコまでに掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(5) 市税等の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるもの（補助対象事業以外の事業の用に供することができるものを除く。）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1回限りとする。

（事前相談）

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、当該申請の日の7日前までに、補助対象事業の実施について市に相談しなければならない。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請は、事業年度の12月28日（その日が国民の祝日に関する法律（昭

和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)までに、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 岐阜市新卒人材採用ブランディング補助金事業計画書(様式第1号)
- (2) 岐阜市新卒人材採用ブランディング補助金収支予算書(様式第2号)
- (3) 市税の完納証明書(課税事業者に限る。)
- (4) 直近の事業年度分の別表1法人税確定申告書の写し(法人に限る。)
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) 採用ブランディング計画又はその写し
- (7) 補助金の振込先口座に指定する預金通帳等の写し
- (8) ジンチャレ!求人ぎふの登録申請書又は掲載している求人票の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(事業の完了)

第9条 補助対象事業は、事業年度の2月末日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日。以下同じ。)までに完了するものとする。

(計画変更等申請)

第10条 補助対象者は、やむを得ない事情によりあらかじめ規則第11条第1項の規定による計画変更等の承認の申請をすることができないときは、当該事情がやんだ後、速やかにこれを行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第15条の規定による実績報告は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して1月を経過した日又は事業年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 岐阜市新卒人材採用ブランディング補助金事業実績書(様式第4号)
- (2) 岐阜市新卒人材採用ブランディング補助金収支決算書(様式第5号)
- (3) 領収証その他の補助対象経費の支払及び内訳を証明する書類の写し
- (4) 企業説明会の写真、ホームページの写し、ポスター、パンフレットその他の補助対象事業を実施したことが確認できる書類
- (5) ジンチャレ!求人ぎふに掲載した求人票の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

経費区分	経費内容
印刷製本費	新卒人材の採用に係るポスター、パンフレット、チラシ、各種資料等の作製その他の印刷製本に要する経費
通信運搬費	郵送、運送その他の通信運搬に要する経費
広告宣伝費	新卒人材の採用を目的とした新聞、フリーペーパー、折込チラシ、求人誌、WEB、SNS への掲載その他の広告宣伝に要する経費
保険料	損害保険料その他の保険の加入に要する経費
委託料	ホームページの作成及び改修、県外で開催される企業説明会で使用するスライドの作成、オンラインによる採用説明会の開催その他の事務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	県外で開催される企業説明会でのブースの借上料、機材のリース料その他の会場の設営等に要する経費
その他	市長が特に必要と認める経費